

**機構法 25 条 4 項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関し意見書提出を求める請願(案)**

いま公団住宅の居住者は、高齢化と収入低下のなかで家賃負担の重さに悩み、居住に対しても不安をいただいています。

昨年 9 月に自治会で行った第 11 回「団地の生活と住まいアンケート」によれば、世帯主 75 歳以上が、町田山崎団地 52%、藤の台団地 45%、鶴川団地 46.5%、成瀬駅前ハイツ 34%を占め、収入が年金だけの方は、町田山崎団地 55.5%、藤の台団地 51%、鶴川団地 47.8%、成瀬駅前ハイツ 27%を占め、年収は 43%の世帯が 200 万円未満にたいし、家賃は 4～6 万円が 83.5%、7～9 万円が 13.1%にもなっています。年金だけが頼りの世帯 45.3%にとって収入の半分が家賃といえます。アンケートでは大変重い 44.6%、やや重い 39.6%と合せると 84.2%が「重い」と訴えています。

UR 都市機構は市場家賃を原則としながら、機構法上、その公共的使命から 25 条 4 項に「規定の家賃の支払いが困難な者には減免することができる」と規定しています。公団住宅居住者の多くが公営住宅収入層であることを政府・UR 機構とも認めながら、この条項は空文化され、まったく実施されていません。この条項を強く求めています。

UR 都市機構は団地の統廃合、住戸の削減をめざして、2018 年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めています。私たち居住者は団地コミュニティを培い、多くが末永く住みつづけたいと願っています。上記アンケートでも町田山崎団地 68.6%、藤の台団地 77%、残りの 23%の内「15%は家賃の安い公営住宅への移転を希望」しています。鶴川団地 71.9%、成瀬駅前ハイツ 26%が今後とも住み続けたいと答えています。団地の再整備計画づくりにあたっては、当初の段階から町田市を含む居住者自治会と十分に話し合い、三者合意のうえ策定することを望んでいます。

以上の趣旨にご理解たまり、下記事項について意見書を内閣総理大臣、国土交通大臣ならびに都市再生機構理事長にたいしご提出いただきたく願います。

**【請願事項】**

1. UR都市機構は、公営住宅収入層に準じる低額所得世帯に対し、機構法 25 条 4 項の「家賃の減免」条項を実施すること。
2. UR都市機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたっては、町田市をふくむ居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上